

# 本庁舎移転計画の概要



1. これまでの経緯
2. 現庁舎の状況
3. 旧アークスプラザ
4. 移転基本方針
5. 整備方針
6. 庁舎エリア
7. 開放エリア
8. プロポーザル提案
9. 経費と財源
10. 現庁舎跡地の活用
11. 移転スケジュール
12. 移転に向けて

本日はご説明いたします内容はこのようになっています。

まず、「これまでの経緯」と「現庁舎の状況」をお話しし、「旧アークスプラザ」と比較し、「移転基本方針」と「整備方針」をお示しします。

アークスプラザは大変広いので「庁舎エリア」と「開放エリア」に分けて整備することとしておりますが、先日、改修工事の設計を委託する業者を、後でご説明いたしますが、プロポーザルという方法で選定いたしました。

そのプロポーザルにおいて、選定された業者がどのように整備したいと提案してきたか、[プロポーザル提案]のイメージ図を一部ご覧いただきます。

次に、移転にかかる「経費と財源」をお示しし、更に、移転後の「現庁舎跡地の活用」についてどう考えているかをお話しいたします。

そして最後に、現時点での「移転スケジュール」をお示しし、「移転に向けて」のこれからの取り組み姿勢などについてご説明したいと思います。

## 1. これまでの経緯

平成18年 2月	杉山前市長が報道機関に移転意向を公表
10月	市議会臨時会で取得に係る補正予算可決
12月	市議会定例会で旧アークスプラザ取得議案、基本計画審議会条例等を可決 旧アークスプラザ土地・建物を購入
平成19年 1月	庁舎内の移転推進本部会議等開催
2月	本庁舎移転基本計画審議会開催（5月まで計6回）
3月	改修工事設計業務委託に係る当初予算可決
5月	「本庁舎移転基本計画」策定
6月	市議会に基本計画を行政報告
7月	プロポーザルで設計者を選定
8月	各種団体・住民への説明会開催

それではまず、「これまでの経緯」についてご説明いたします。

本庁舎の移転に関する話が明るみに出ましたのは、昨年2月に杉山前市長が報道機関に公表いたしましたのがきっかけでありました。

その後、市議会で質疑のやりとりがあり、昨年10月の市議会臨時会で、旧アークスプラザを取得するための予算についてご議決をいただいております。

また、12月には旧アークスプラザを取得する契約議案と、移転に関する基本計画案を審議する「本庁舎移転基本計画審議会」を組織する条例についてご議決をいただきました。

そして、2つの電力会社からの総額15億円のご寄附を元手として12月11日に9億5千万円で旧アークスプラザの土地・建物を購入しております。

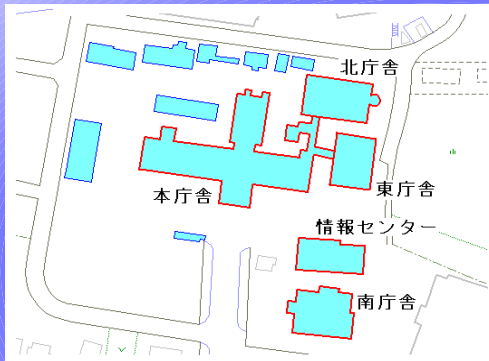
本年に入りましてからは、移転基本計画の策定に向けて、庁舎内に移転推進本部を核とする組織を作り、職員からの要望なども取りまとめて、2月からは審議会を6回開催し、基本計画案についてご審議いただいております。本庁舎移転基本計画審議会では、一般公募で選定された3名を含む20名の委員の方々に、市役所に寄せられた一般市民からのご意見や、その他の資料をもとに、特に新庁舎に持たせていくべき機能について、活発なご協議、ご検討をいただき、最終的に5月29日に基本計画案の答申をいただいております。

その答申を尊重し策定いたしましたのが、今回皆様にその概略を説明することといたしました「本庁舎移転基本計画」であります。この計画は、6月の市議会定例会で議員の皆様方にご説明し、市のホームページや6月下旬号の市政だよりでご紹介したところです。

ちょっと前後いたしますが、本年3月の市議会定例会でアークスプラザを改修していく工事の設計委託に係る予算をご議決いただいておりますので、7月にはプロポーザルという方式で設計者を選定したところです。

以上が、庁舎移転に関わるこれまでの経緯です。

## 2. 現庁舎の状況



本庁舎	3,632 m <sup>2</sup>
北庁舎	1,512 m <sup>2</sup>
東庁舎	578 m <sup>2</sup>
情報センター	545 m <sup>2</sup>
南庁舎	846 m <sup>2</sup>
合計	7,113 m <sup>2</sup>
職員数	427名(H19.4)
駐車場	490台分

### 【問題点】

- 耐震性 ... 本庁舎は昭和37年築。震度5程度の地震に耐震性が確保されているとは言い難い
- 窓口が分散 ... 迷路のよう到来者が迷う。業務効率に影響
- 駐車場が狭い ... 合併後更に不足。来客用駐車場確保が困難

次に、現在の庁舎の状況を分析いたします。

これは市役所を上空から見た地図ですが、本庁舎は昭和37年に建てられ、昭和43年の十勝沖地震で3階が倒壊して現在2階建てになっております。その後、業務量の増加に伴い昭和45年に南庁舎を、昭和48年に情報センターを建て、昭和56年に北庁舎を、更に平成9年に東庁舎を増築し現在に至っております。

各庁舎の面積を合計しますと約7,113m<sup>2</sup>です。

標準的な庁舎面積からすると、これはかなり狭い状況にあります。

また、駐車場は周囲に490台分ありますが、不足しています。

そこで、現庁舎が抱えている問題を挙げてみたいと思います。

まず、本庁舎の耐震性です。

昭和53年に調査を実施し、その結果に基づき補強工事を行っておりますが、平成7年に実施した調査では、震度5程度の地震に対し安全とされる判定値の0.6を下回り、耐震性に疑問があるという報告でした。しかし、その補強方法としては、1階の何ヶ所かに壁を造って完全に仕切らなければならないということで、窓口を更に分断することになることから、現在に至るまで補強工事を行っておりません。それから12年が経過し老朽化も進み、耐震性については非常に心許ない状況にあります。

2点目は、このように庁舎が分散されていて、異動届等で来られた方は迷路のような渡り廊下を通して、いくつかの窓口に行かなければならず、それがまた、職員の業務効率の低下にもつながっている状況です。

3点目は、駐車場が狭いということです。

通勤が2km以内の職員には、できるだけ車を使わないようお願いしておりますが、合併後の異動で通勤する職員も増えまして、来客用の駐車場の確保が難しくなっております。

### 3. 旧アークスプラザ



次に、旧アークスプラザの状況を見えます。

黄色が土地、緑色が建物です。

昨年の12月に、これら、旧アークスプラザの土地・建物を取得いたしました。

土地については、北側駐車場用地14,441 m<sup>2</sup>とアークスプラザ用地56,175 m<sup>2</sup>の合わせて70,616 m<sup>2</sup>の土地を今回、5億3,000万円で取得しております。

また、平成7年9月に建築された建物を今回、消費税込みで4億2,000万円で購入しております。

### 3. 旧アークスプラザ

#### 移転のメリット

##### 庁舎整備費用

- ・取得・整備に約20億円余りで、新築経費の半分以下

##### 位置・機能

- ・国道338号バイパス沿いで、交通アクセスは非常に良い
- ・ワンフロアを活かし、来客者に配慮した環境を整備可能

##### 防災拠点

- ・耐用年数約50年で、高度な耐震・防火性能
- ・市民の安全を守る強固な防災拠点となり得る

##### 駐車場

- ・普通車約850台分
- ・余剰分は利用検討



では、移転によりどのようなメリットがあるのかということを考えてみます。

一つ目は、庁舎とするための費用の点です。

今回、建物を取得し庁舎として改修整備していくためには、今のところ、合計で約20億円余りと試算しておりますが、同程度の面積の庁舎を新築するとなりますと、建物の新築費用だけで約50億円と見込まれますので、旧アークスプラザを利用することで約半分の経費で済むということになります。

2点目は、旧アークスプラザの位置や建物の構造に関する利点です。

旧アークスプラザは、国道338号バイパス沿いに位置し、いわば道路交通の要の位置にあると言えます。

また、建物の広いワンフロアの構造を活かすことで、高齢者や障害等に配慮した段差のない庁舎環境を整え、職員の執務環境の面でも見通しの良いブース化が可能となります。

3点目は、防災機能のことです。

アークスプラザは、今後約50年の耐用年数があり、震度5程度の地震に対して安全とされる判定値0.6に対して、1.22と約2倍の強度があり、震度6程度の地震に対して耐震性が確保されています。

したがって、防災・災害復興拠点としての機能を充実させていくことが可能となります。

次は、駐車場の問題です。

アークスプラザの周りには、アスファルト舗装された駐車場が現庁舎の約2倍の850台分あります。

移転後の最大予想台数は700台程度ですので、来庁者用駐車場の確保が容易となりますし、更に余剰となる約2,000㎡の駐車スペースについては、冬場に除雪した雪の集積場所とするほか、有効な利用方法を検討していきたいと考えているところです。

## 4. 移転基本方針

### (1) 移転に向けた現状分析

#### 高齢化・少子化

- ・既に出生が死亡より少ない、自然人口減の時代に突入
- ・平成17年国勢調査値64,052人は合併時の予想を上回る減
- ・高齢化、少子化に対する施策が必要

#### 業務量

- ・人口構成の変化に対する施策の多様化による業務増
- ・地方分権の進展、国・県からの権限委譲による業務増

#### 職員数

- ・行政改革の推進、適正な定員管理により職員は減少

#### これからの地方行政

- ・地方行政の基本である市民の安全を確保する行政
- ・地域住民に密着した市町村レベルの行政の高度化が必要
- ・市民とともに市政を構築していく姿勢が求められている

次に、移転基本方針を立てる上で、まず、新しい市役所の役割を考えるため、むつ市の行政状況がどうなっていくかということをおさえておきたいと思えます。

むつ市は、既に人口が自然に減ってゆく時代に入っています。

そして更に、大都市への人口流出と相まって、合併時のシミュレーション以上に人口減が急速に進んでいる状況にあります。

少子化、高齢化を加速度的に進ませない何らかの施策を講じていくとともに、高齢者の方々でも使いやすいような建物、空間、まちづくりが必要です。

市役所の業務量ということに視点を移しますと、人口構成の変化による施策の多様化が進み、国・県からの権限移譲など、より地域住民に密着した行政が求められている状況であり、市役所の業務量は今後どちらかというより更に増大するものと考えられます。

一方、市役所の職員数を見ますと、行政改革の推進と定員管理を適正に行っておりまして、職員は確実に減っています。

職員には、少ない人数で多様な施策を数多く実践していく能力が求められています。

「これからの地方行政」という大括りにしましたが、今まで以上に地方行政に求められてくるのは、原点に立ち返り、地方自治の基本である「市民の安全を守り、市民の福祉の向上に根ざす機能」を発揮することであり、地域住民に密着した施策を「地域住民と協働で作り上げていくための機能」と考えられます。

## 4. 移転基本方針

### (2) 移転基本方針

高齢化及び少子化に対応し、すべての市民に優しく親しまれる庁舎

市民協働の精神のもと、市民が参加・交流できる庁舎

防災の拠点として、市民の安心・安全を確保できる庁舎

行政需要の変化に対応できる、働きやすい環境を備える庁舎

以上のようなことを踏まえて、移転するに当たり、4つの方針に基づいて旧アークスプラザを整備していくこととしました。

1つ目は、「高齢化及び少子化に対応し、すべての市民に優しく親しまれる庁舎」

2つ目は、「市民協働の精神のもと、市民が参加・交流できる庁舎」

3つ目は、「防災の拠点として、市民の安心・安全を確保できる庁舎」

4つ目は、「行政需要の変化に対応できる、働きやすい環境を備える庁舎」です。

そこで、この4つの基本方針を踏まえてどのような庁舎に改修していく計画なのかを、次にお話ししていきたいと思います。

## 5. 整備方針

### (1) 庁舎としての適正面積

利用可能面積  
約 16,500 m<sup>2</sup>  
庁舎としての適正面積  
約 13,700 m<sup>2</sup>  
約 2,800 m<sup>2</sup>の空き

#### 【適正面積算定基準】

職員数  
平成19年4月1日現在 439名  
議員数  
定数の特例条例により 30名

#### 【起債標準準用面積】

室区分	準用面積
事務室	5,265.00 m <sup>2</sup>
倉庫	684.45 m <sup>2</sup>
会議室等	3,052.00 m <sup>2</sup>
玄関等	3,600.58 m <sup>2</sup>
車庫	125.00 m <sup>2</sup>
議会	1,050.00 m <sup>2</sup>
合計	13,777.03 m <sup>2</sup>

総務省地方債庁舎起債標準  
面積の基準を準用した面積

まず、庁舎としていくために大切なのは、庁舎の面積です。

これは、旧アークスプラザの平面図です。

上が正面玄関です。

アークスプラザの建物内部の利用可能面積は、16,500 m<sup>2</sup>です。

これがどれ位の広さかということは、むつ市の中央町にありますサンデーやマックスバリューで、一般のお客様が出入りしている店内スペースが共に約2,000 m<sup>2</sup>位と考えられますので、大体、サンデー8個分、または、マックスバリュー8個分とご想像ください。

そのような広さのうち、庁舎としてどれ位の面積を使うのが適正かを算定する方法はいくつかあるようですが、ここでは庁舎を新築するために地方自治体が起債、いわゆる借金をする場合、その上限額を算定するための総務省の基準がありますので、それを準用して計算してみます。

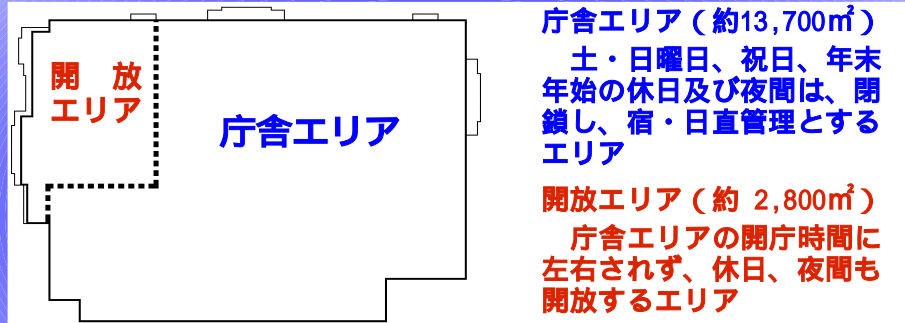
まず、移転する職員は本年4月の職員数を基準として、臨時職員を含め439名とし、議員の数は、改選後となりますので30名として計算することとします。

すると、それぞれの基準により、事務室、倉庫、会議室、玄関、車庫、この車庫は建物内に5台分を勘案したのですが、それと議会スペースを入れて、合計欄13,777 m<sup>2</sup>となります。

多少のやりくりはあるとしても、庁舎として適正面積は13,700 m<sup>2</sup>程度ということで、したがって、約2,800 m<sup>2</sup>が建物内に使われずに残ることになります。

## 5. 整備方針

### (2) エリア分け



庁舎エリアと開放エリアは、防音・防火壁等で仕切る  
エリアごとに電気、暖房や消防設備等を単独で稼働させる  
庁舎エリアで市の業務を行っている時間帯は、シャッター等  
を開き、通路での双方移動が可能な構造とする

そこで、改修していくに当たって、庁舎として使用する部分とその他の用途に使っていく部分を分けることにしました。

この図でいきますと、この点線部分で2つの区域に仕切るということです。

この仕切りの位置は、今後設計をしていく上で決まってくるものですので、このようなイメージだとお考えいただきたいと思います。

まず、正面玄関を含む、大きな面積部分を庁舎エリアとし、現在の市役所業務を行う区域とします。

残る北西側の国道に近い側は開放エリアとし、平日の夜間や土曜日・日曜日や休日にも一般市民が利用できる区域とします。

そして、この2つのエリアは完全に壁で仕切り、各区域で電気や暖房などはそれぞれ単独で稼働することができるようにし、庁舎エリアで市の業務を行っている時間帯のみシャッターなどを開けて相互に移動が可能な造りとします。